

(指定催しの指定等)

第13条 [条例第42条の2第1項](#)に規定する消防長が別に定める要件とは、露店等の数が100店舗以上のものとする。

2 消防長は、[条例第42条の2](#)の規定による指定催しの指定をしたときは、[同条第3項](#)の規定に基づき、指定催しの指定通知書([第2号様式](#))により通知する。

(平26規則46・追加)

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第14条 [条例第42条の3](#)の規定による火災予防上必要な業務に関する計画は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書([第3号様式](#))により提出しなければならない。

(平26規則46・追加)